|  |  |
| --- | --- |
| 二戸地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表 | |
| 現　　　　　　行 | 改　　正　　案 |
| 目次　（略）  第１条～第46条　（略）  　（タンクの水張り検査等）  第47条（略）  第48条～第50条　（略） | 目次　（略）  第１条～第46条　（略）  　（タンクの水張り検査等）  第47条　（略）  （防火対象物の違反状況の公表）  第47条の２　消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。  ２　消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。  ３ 第１項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。  第48条～第50条　（略） |